

令和 7 年 2 月

お 客 さ ま 各 位

知 多 信 用 金 庫

A T Mで定期預金を作成される際の取扱変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、本人確認における法律の改正により、かねてよりお客さまのご本人さま確認やお取引の目的等の確認をさせていただいておりますが、令和 7 年 3 月 3 日（月）以降、ご本人さま確認やお取引の目的等の確認が完了していないお客さまにつきましては A T Mでの定期預金作成ができなくなります。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、取扱変更の趣旨につきましてご理解を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

記

1. 変更実施日

令和 7 年 3 月 3 日（月）

2. 変更内容

当金庫でご本人さま確認やお取引の目的等の確認に関するお手続きがお済みでない場合、A T Mで定期預金の作成ができなくなり「E 0 4 7 8」と記載されたご利用明細票が印刷されます。

3. お客さまへのお願い

A T Mでの定期預金作成時、上記内容のご利用明細票が印刷された場合は、お手数ですが、個人番号カードや運転免許証等の本人確認書類と、当金庫にお届けいただいているご印鑑を窓口へご持参ください。その際に、お取引の目的やご職業等をお尋ねする場合がありますことをご了承ください。

お手続き完了次第、A T Mで定期預金を作成できるようになります。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口までお問い合わせください。

以 上